

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>経済局</p>	<p>(平成 25 年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>1. 仙台市中小企業融資制度について (3)①損失補償額の算出について（指摘）</p> <p>市の制度融資に関して、市は保証協会と損失補償契約（以下、「契約」という。）を締結し、保証協会の信用保証に伴う損失の一定割合を負担することとしており、市の負担割合は契約により融資制度の資金ごと、さらには融資実行年度ごとに定められている。また、契約では市の損失補償限度額も制度融資の資金ごと、融資実行年度ごとに定めている。</p> <p>制度融資の返済期限は、資金の種類ごとに運転資金は 5～7 年、設備資金は 7～12 年と定められており、市の損失補償は当該期間継続することとなる。</p> <p>市は仙台市の財務諸表（貸借対照表等）において損失補償額を公表しているが、制度融資に係る損失補償額は契約に基づく制度融資の資金ごとおよび融資実行年度ごとの損失補償限度額からそれぞれの損失補償実行額を差し引いた損失補償限度額の残額を事業年度末の損失補償残高として公表している。</p> <p>しかしながら、市の年度末の損失補償残高は、当該契約に基づく損失補償限度額の残額と年度末における実際融資残高に対する市の損失補償割合から算出した金額のいずれか少ない方の金額である。すなわち、契約に基づく損失補償限度額の残額があっても実際融資残高に対する市の補償割合で算出した金額が少ない場合、補償すべき金額は少ない金額となるからである。</p> <p>したがって、市は損失補償残高を再計算し、正確な金額を公表すべきである。</p>	<p>平成 27 年に、総務省より、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、これを参考に統一的な基準による財務書類等を作成することが要請された。これを受け、本市においては、保証債務及び損失補償債務負担の状況について、平成 28 年度決算分より、同マニュアルにおいて示された記載事項及び算定方法に則って適正に財務書類の作成及び公表を行っている。</p>